

別添

西脇市就学前教育・保育カリキュラム(案)

平成 28 年 10 月

西脇市子ども・子育て会議教育・保育部会

1 西脇市がめざす就学前教育・保育の基本方針

(1) 基本的な考え

(2) めざす子ども像

2 西脇市就学前教育・保育カリキュラム

(1) 西脇市就学前教育・保育カリキュラムについて

(2) 発達の目安

(3) 0歳児～2歳児・3歳児～5歳児カリキュラム

(4) 0歳児～5歳児ビジュアル化カリキュラム

西脇市教育・保育カリキュラム策定委員

1 西脇市がめざす就学前教育・保育の基本方針

(1) 基本的な考え

乳幼児期は、保護者との信頼関係や、他の大人や子ども同士のかかわりの中で自尊心と社会性が生まれ、自我の芽生えが始まる時期であり、人格形成の基礎が培われます。

しかし、少子高齢・地域コミュニティの希薄化など、成育環境は変わり、子どものおかれている状況はたいへん厳しいものがあります。

そこで、西脇市では、市内の就学前教育・保育について新たなステージに進むこととしました。市立8幼稚園は全て閉園し、幼稚園1園を新設し3歳児から5歳児の複数年教育を実施します。

また、平成29年度からすべての地区に幼保連携型認定こども園が開設され、0歳児から5歳児の就学前教育及び保育を充実させていきます。

家庭での育児を大切にしながら、全ての子どもが教育・保育を受けることができ、異年齢集団の中で子どもの豊かな育ちや学びを保障していくことを目指していきます。

園には、年齢の幅、在園期間・時間の違い、保護者の就労の有無など、多様な子どもが在籍します。保育教諭及び幼稚園教諭一人一人が、適切な教育・保育を実践していくために、さらに子どもの理解をしていくことが大切です。

そこで、西脇市では、国が平成26年4月に告示しました幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、「心情・意欲・態度」の視点を重視しながら、0歳児から5歳児の「西脇市就学前教育・保育カリキュラム」を策定しました。

このカリキュラムに基づき、また各園の特徴も生かしながら、一人一人の子どもの理解に基づいて適切な就学前教育・保育を推進し、小学校への円滑な接続を推進してまいります。

(参考)

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」策定の考え方

平成26年に内閣府・文部科学省・厚生労働省から告示された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、次の3つの基本的な考え方によって策定されました。

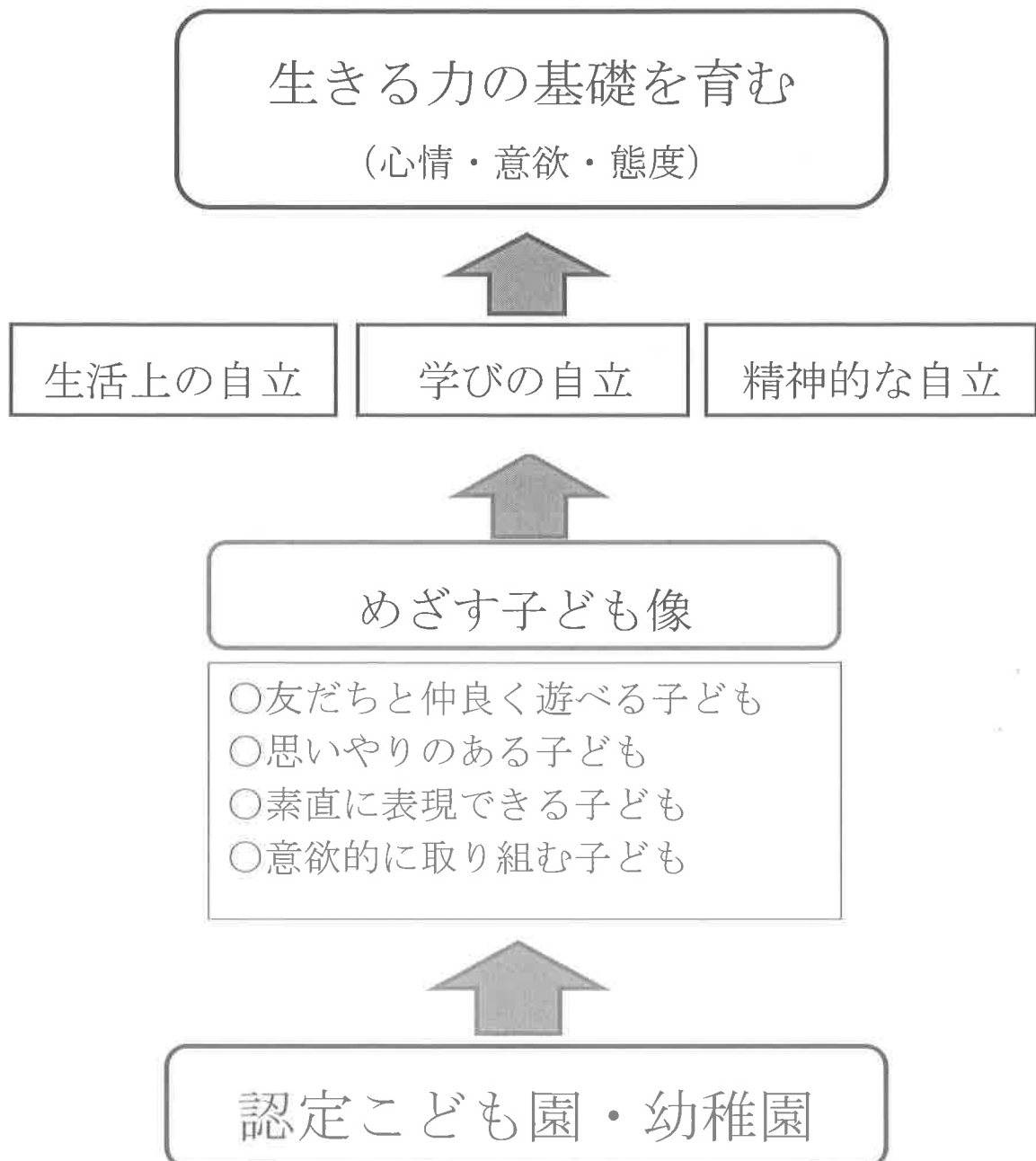
- (1) 子どもを取巻く環境を通しての教育及び保育の実施
- (2) 小学校との円滑な接続の重視
- (3) 特に配慮すべき事項

- ・ 0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育の展開をしていくものとしたこと。
- ・ 園児の一日の生活の連続性及びリズムに配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開についても工夫をするものとしたこと。特に入園及び年度当初は、生活の仕方やリズムに十分に配慮するものとしたこと。
- ・ 教育及び保育の環境の構成の工夫について、満3歳未満の園児と満3歳以上の園児に分けて明示したこと。

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」

(平成26年度内閣府文部科学省厚生労働省告示第1号)

(2) めざす子ども像



2 西脇市就学前教育・保育カリキュラム

(1) 西脇市就学前教育・保育カリキュラムについて

「西脇市就学前教育・保育カリキュラム」は、平成24年度に「就学前教育課程検討委員会」において作成された案を原案とし、西脇市の子どもたちにとって共通の育ちの部分について「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」を踏まえて検討しました。各園独自の教育・保育理念等を踏まえ「全体的な計画」（認定こども園）、「教育課程」（幼稚園）につなぐ基盤として位置付けています。今後、各園におきましては、既存の「全体的な計画」「保育課程」「教育課程」を見直し修正していく際に、本カリキュラムをご活用ください。

ア 策定の枠組みについて

- (ア) 「0・1・2歳児クラス用」「3・4・5歳児クラス用」に分けて策定しています。
- (イ) 縦軸には、『保育の基盤としての「養護」』『生命の保持』と「情緒の安定」の2項目と『教育としてのねらい（育てたい・積み上げていきたいもの）』5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を心情・意欲・態度に分けて15項目から構成しています。
- (ロ) 「教育としてのねらい」は、「教育・保育要領」「指針」「要領」の「ねらい」の考え方と同じで、あくまでも「方向目標」を示しています。到達目標であれば、その年齢（クラス）で全員が到達するように考えることとなりますが、「方向目標」ですので、個々の子どもがその年齢（クラス）を通じて育っていく方向性を示しています。
- (ハ) 各表の右欄に、「認定こども園教育・保育要領 指針のねらい」を参照できるように記載しています。
- (ニ) 表の下部に、「各年齢（クラス）での絵本の目安」「各年齢（クラス）での歌や手遊び歌の目安」を策定委員会の各園の実践をもとに例示しています。これは、各年齢で絶対に取り上げて欲しい絵本や歌を表しているのではなく、各園での参考となるように、およその実践の目安となるように例示したものです。

イ 見方・考え方

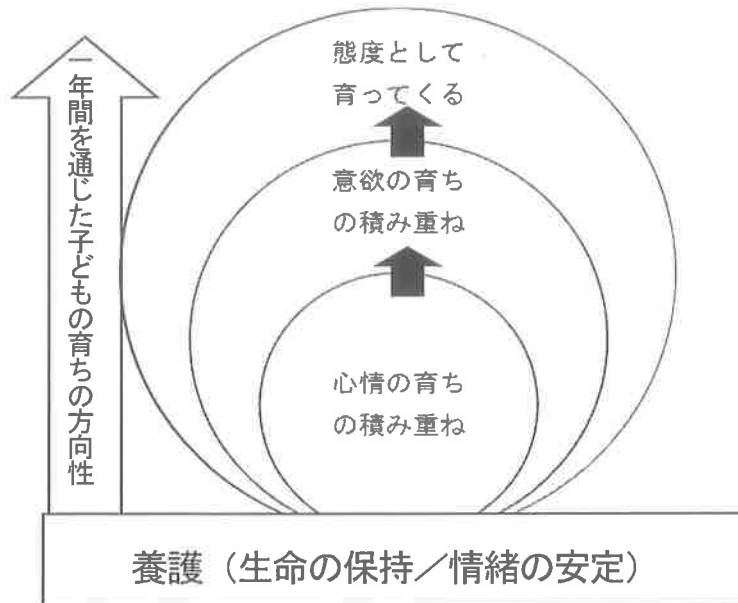
(ア) 「保育の基盤としての“養護”」について

「養護」は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」で「第1章総則」に示され、保育の基盤として位置付けられています。そこでは、「乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより、発達に必要な体験を得ていくものであること」を踏まえて、「園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」として養護の重要性が示されています。そして、「養護の行き届いた環境の下、生命の保持や情緒の安定を図るため、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開するに当たっては、次の事項の留意すること」として、生命の保持と情緒の安定の留意事項が示されています。

そこで、本カリキュラムでは、養護は子どもが園生活の中で自己を十分に発揮することができるように、子どもの発達に応じて「生命の保持」と「情緒の安定」の2つの視点から保育者が留意する事柄を示しました。

- (イ) 「教育としてのねらい（育てたい・積み上げていきたいもの）」について
「教育・保育要領」の第2章の最初に、「ねらいは、幼保連携型認定こども園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり」というように「5領域のねらい」の捉え方が示しています。これは、前述した「方向目標」としての捉え方です。子どもの発達は個人差・月齢差が大きいものです。そのため、各年齢（クラス）で到達させなければいけない基準としてではなく、方向目標として何に向かって保育を進めていくかの方向付けとして捉えることが必要です。
- (ロ) 各年齢（クラス）においては、一人一人の子どもにとって、5領域はまず心情の育ちがあり、意欲が育っていきます。そして心情・意欲が育つ中で、徐々に態度が育っていきます。
- (ハ) 各年齢（クラス）の1年の見通しや年間指導計画作成にあたっては、長期的な視点として、まずは年度当初は「心情のねらい」を育てていくことを意識し、年度末に向けて少しずつ「態度のねらい」に示されたことが育つように考えます。
- (ニ) 0・1歳児クラスは、成長が半年違えば体格も変わっていくように、身体・認知・情緒的側面が急速に育っていく時期ですが、個人差もかなり大きい時期でもあります。そのため、各クラスの低月齢児や、年度途中の入所児の場合は、5領域それぞれの「心情のねらい」を十分に育てていくことを意識し、年度末に向けて少しずつ「意欲のねらい」が育つように考えるとよいです。また、高月齢児の場合も、最初は「心情のねらい」を十分に育てていくことを意識し、徐々に「意欲のねらい」を十分に育む中で、少しずつ「態度のねらい」に示されたことが育つように育ちの方向性を考えます。
- (ホ) 特に0歳児クラスは、在籍が少人数となりますが、月齢差や個人差に伴う身体面や運動面の差が著しく大きいのが特徴です。本カリキュラムの「0歳児」に示されている心情、意欲、態度のねらいはすべての子どもが達成していくべきものではなく、方向目標としての高月齢児を主に中心としたねらいにしています。そのため、(ロ)に示したように、高月齢児の場合は、「心情のねらい」を十分に育てていく中で、徐々に「意欲のねらい」「態度のねらい」に示されたことが育つように育ちの方向性を考えます。
低月齢児の場合や年度途中の入所児の場合は、「心情のねらい」を十分に育てていくことを意識し、年度末に向けて少しずつ「意欲のねらい」が育つように育ちの方向性を考えます。
- (ヘ) 「心情」「意欲」「態度」の表現について
「心情」は基本的には「～を楽しむ」「～することの楽しさや充実感を味わう」といった形で表現し、「意欲」は「～する意欲が芽生える」「(進んで)～しようとする」といった「自ら伸びゆく子」、「主体的で意欲的な姿」になるような形で表現しています。そして「態度」は「十分に楽しんで行う」「楽しんで～する」「～を豊かにする」「～するようになる」といった育ちが積み重なってくる中で、年度末に向けて少しずつ育ってほしい姿を表現するようにしています。

心情・意欲・態度の育ち



ウ 各5領域について

(ア) 健康

「運動面」「基本的生活習慣」だけでなく、健康のねらい「①明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう」の心情面を意識した書き方をしています。また、低年齢では「手指や全身を使った遊び」を通しての身体諸機能の発達を意識しています。

(イ) 人間関係

5領域のねらいを踏まえながら、「かかわる力」「支えあう」「認め合う」「折り合う力」の育ちが積み重なるように意識しています。

(ウ) 環境

5領域のねらいを踏まえながら、「もっと知りたい」「気付き」「発見」などの育ちが積み重なり、小学校教育の基盤としての「知的好奇心」「探究心」の育ちにつながるようにしています。

(エ) 言葉

言葉のねらい「①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう」を主として0・1・2・3歳児の育ちの基盤とし、少しずつ「人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたこと」を話す力の育ち、そして、4・5歳児で「伝え合う喜び」の育ちにつながるようにしています。また、「日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる」は、全年齢で発達に応じて育つようにしています。

(オ) 表現

低年齢では「感性の育ち」と「自己表現の育ち」を基盤にし、4・5歳児で「イメージする力」「イメージを共有しながら遊ぶ力」の育ちにつながるようにしています。

エ ビジュアル化カリキュラムについて

「西脇市就学前教育・保育カリキュラム」をより具体的にイメージしやすいように、領域の表の形式をもとに、カリキュラムの内容を、西脇市の各保育所・認定こども園・幼稚園から提供いただいた写真を使ってビジュアル化したものを作成しています。

カリキュラムに示された遊びや生活を忠実に再現するためのものではなく、また、写真に写っている遊びや活動を取り入れて、実施しなくてはならないと捉えるものではなく、参考資料として活用できるように作成しました。

「ビジュアル化カリキュラム」の活用方法としては、次の通りです。

- ① 各園での「全体的な計画」「教育課程」等の修正や策定に際して、本カリキュラムの5領域のねらいを再確認するとともに、写真を通し具体的にイメージします。
- ② 掲載されている写真を貴園の保育場面の写真に差し替え、「ビジュアル化カリキュラム」を作成し、職員間での教育・保育の共通理解を図る資料とします。
- ③ 各クラスの年間指導計画を作成するにあたっての資料として活用します。

(ア) 項目について

(a) 発達の特徴

同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達の過程として捉えています。

※ 「保育所保育指針（平成20年3月改訂）第2章子どもの発達」よりまとめています。

(b) カリキュラムの項目の、養護及び5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の（心情・意欲・態度）を記載しています。

(c) 写真の読み取りについて

「心情」 遊び始めのものや、心が動き始めたもので、「～する楽しさ」「～することを楽しむ」を意識して読み取ることにしました。

「意欲」 初めての経験ではなく、継続性があるもので、「もっと～したい」「進んで～したい」という子どもの思いを読み取ることにしました。

「態度」 何度も似たような経験や同じ経験が積み重なってくる中で育ってきて、自然にできるようになっている（いつの間にか当たり前できるようになっている）姿を読み取ることにしました。

(d) 写真の吹き出し

子どもの思いや様子がより分かるように表現しています。

(e) 写真の読み取り

その写真からのポイントとなることの読み取りを記載しています。

(f) 保育者の役割

子どもの育ちを支えるためには、保育者の役割が重要であるので、子どもの発達や育ちを踏まえて年齢に応じた保育者の役割を、写真（心情・意欲・態度）に関連付けて、どのような援助（かかわり方）や留意点がポイントになるかを記載しています。

※ ビジュアル化にあたり、0歳児クラスの写真は、低月齢児の歩行をし始める前の子ども写真を使っています。それに合わせて「読み取り」は、低月齢児に合わせた書き方をしています。「保育者の役割は」低月齢児だけではなく、歩行をし始めた高月齢児も含めて考えています。

※ 写真の掲載については、保護者の承諾を得ています。

(2) 発達の目安

(母子保健法及び厚生労働省令様式より抜粋)

★ 母子手帳では、下記の項目の語尾は「～することができる」という表現で発達の目安を示しています。

月齢・年齢の目安	身体・運動機能の育ち	言語面の育ち	遊び・認識面の育ちなど	生活面の育ち
1か月頃	○裸にすると手足をよく動かすことができる		○大きな音にビクッと手足を伸ばしたり、泣き出すなど、反応する	○お乳をよく飲むことができる
3～4か月頃	○首がすわっている	○見えない方向から声をかけると、そちらの方を見ようとする事ができる	○あやすとよく笑う	
6～7か月頃	○寝返りをうつことができる ○ひとりすわりをすることができる	○大人と一緒にいるとき話しかけるような声を出す ○音がすると、その方向を見る		
9～10か月頃	○はいはいをすることができる ○つかまり立ちをすることができる ○指で、小さい物をつまむことができる	○そっと近づいて、ささやき声で呼びかけると振り向く	○機嫌よくひとり遊びをする ○後追いをすることができる	
1歳の頃	○つたい歩きをすることができる ○バイバイ、コンニチハなどの身振りをすることができる	○言葉をかけながら、部屋の離れたところにあるおもちゃを指さすと、その方向を見ることができる	○一緒に遊ぶと喜ぶ ○音楽に合わせて、からだを楽しく動かすことができる	○1日3回の食事のリズムがつく ○歯みがきの練習を始めている
2歳の頃	○走ることができる	○2語文(ワンワンきた、マンマちょうだい)を言う	○積木で塔のようなものを作ったり、横に並べて電車などにみたてたりして遊ぶ ○テレビや大人の身振りのまねをする	○スプーンを使って自分で食べることができる
3歳の頃	○手を使わずにひとりで階段をのぼることができる	○自分の名前を言うことができる	○クレヨンなど丸(円)を書くことができる ○ままごと、ヒーローごっこなど、ごっこ遊びをする	○衣服の脱着をひとりでしただがる ○歯みがきや手洗いができる ○よくかんで食べる習慣を身に付けている
4歳の頃	○階段の2、3段目の高さからとびおることができる ○片足でケンケンができる	○自分の経験したことをお母さんやお父さんに話すことができる	○友だちとごっこ遊びをする ○はさみを上手に使うことができる	○衣服の脱着ができる ○歯みがき、口ゆすぎ(ぶくぶくうがい)、手洗いができる ○おしっこがひとりでできる
5歳の頃	○でんぐり返しができる	○はっきりした発音で話ができる ○お話を読んであげると、その内容がわかるようになる	○思い出して絵を書くことができる ○集団生活になじみ、楽しく過ごすことができる ○動物や花をかわいがったり、他人を思いやる気持ちをもったりすることができる	○うんちがひとりでできる
6歳の頃	○片足で5～10秒立っていることができる	○ひらがなの自分の名前を読んだり、書いたりできる	○四角の形をまねて、書くことができる ○約束やルールを守って、遊ぶことができる	○自分の「前後」「左右」がおよそわかる ○おもちゃやお菓子などをほしくても、我慢することができる